

○65歳以上の方  
(介護保険の被保険者)

原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要になった場合



市町村(広域連合)窓口へ要介護認定の申請



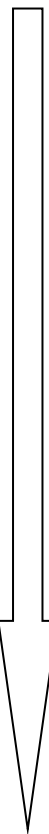
介護認定審査会で要介護(支援)認定



生活保護法の指定を受けた居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)と契約し、ケアプランを作成



福祉事務所に保護変更申請書(介護届)とケアプランを提出



福祉事務所で介護扶助の決定



介護(予防)サービスの利用

○40~64歳の医療保険に加入していない方  
(介護保険の被保険者以外の者)

国の定めた特定の病気が原因で介護や日常生活の支援が必要になった場合



福祉事務所に保護変更申請書(介護届)を提出



福祉事務所は市町村(広域連合)に要介護認定の調査・審査判定を依頼



介護認定審査会で要介護(支援)認定



介護認定審査会から福祉事務所に審査判定結果を通知



福祉事務所は審査判定結果を被保護者に通知



福祉事務所は被保護者が選定した指定居宅介護支援事業者または地域包括支援センターにケアプランの作成を委託



福祉事務所からの委託を受けた指定居宅介護支援事業者または地域包括支援センターは、福祉事務所にケアプランを送付



福祉事務所で介護扶助の決定



介護(予防)サービスの利用